

日卸連発第 180 号

令和元年 12 月 24 日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
理事・監事・顧問 殿

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
会長 渡辺 秀一
(公印省略)

当連合会における今後の会議の運営について

日頃より、当連合会の事業運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、独立行政法人 地域医療機能推進機構における医薬品の納入について、公正取引委員会は独占禁止法違反の疑いで当連合会の会員構成員 4 社に対して、犯則調査権に基づく強制調査を実施いたしました。

このことを受け、本年 11 月 29 日付で当連合会会長名により「会員構成員企業への公正取引委員会による強制調査について」（別紙 1）を公表し、今後の事実関係等を踏まえつつ、会員構成員各社がコンプライアンスを更に徹底するよう取組みを強めるとともに、医薬品を安全かつ安定的に供給することなどにより、社会的信頼の回復に努めていくことといたしました。

今般、当連合会の当面の対応として、令和 2 年 1 月以降の理事会、委員会等の運営について、別紙 2 のとおり「医療用医薬品流通の在り方について議論を行う会議（理事会、卸・薬価問題検討委員会など）については、独占禁止法に詳しい弁護士を同席させる。」、「理事会及び全ての委員会について、議事内容を録音し、3 年間保存する。」ことといたしました。

つきましては、コンプライアンスの意識を高め、独占禁止法をはじめとする法令の遵守を徹底するため、当連合会における今後の会議の運営について、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

併せて、別添のとおり、各都道府県卸組合（協会）においても、今後の会議の運営について適切な対応を行っていただくよう要請しておりますので、よろしく御願申し上げます。

【別紙1】

会員構成員企業への公正取引委員会による強制調査について

今般、独立行政法人 地域医療機能推進機構における医薬品の納入について、公正取引委員会は独占禁止法違反の疑いで当連合会の会員構成員4社に対して、犯則調査権に基づく強制調査を実施いたしました。

当連合会としましては、関係者の皆様の不信を招いたこと、また、国民の皆様に疑念を生じさせ、多大なご迷惑やご心配をお掛けしましたこと、誠に申し訳なく思っております。

当連合会は、現在、本件の詳細について承知しておりませんが、今後の事実関係等を踏まえつつ、会員構成員各社がコンプライアンスを更に徹底するよう取組みを強めるとともに、医薬品を安全かつ安定的に供給することなどにより、社会的信頼の回復に努めてまいり所存です。

令和元年 11 月 29 日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

会 長 渡 辺 秀 一

理事会、委員会等の今後の運営について

令和元年12月24日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

当連合会では、今後、コンプライアンスの意識を高めるとともに、法令遵守の徹底を図るため、令和2年1月から下記のとおり対応することとする。

記

1. 医療用医薬品流通の在り方について議論を行う以下の会議については、独占禁止法に詳しい弁護士を同席させる。

- ・ 正副会長会議
- ・ 理事会
- ・ 流通改善推進委員会
- ・ 卸・薬価問題検討委員会

2. 理事会及び全ての委員会について、議事内容を録音し、3年間保存する。

※ 大衆薬流通に関する会議についても、上記に準じた取扱いとする。

(別添)

日卸連発第 181 号

令和元年 12 月 24 日

会員代表者（理事長・会長）殿

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
会長 渡辺 秀一
(公印省略)

貴組合（協会）における今後の会議の運営について

日頃より、当連合会の事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、独立行政法人 地域医療機能推進機構における医薬品の納入について、公正取引委員会は独占禁止法違反の疑いで当連合会の会員構成員 4 社に対して、犯則調査権に基づく強制調査を実施いたしました。

このことを受け、当連合会では、本年 11 月 29 日付で会長名により「会員構成員企業への公正取引委員会による強制調査について」（別紙 1）を公表し、今後の事実関係等を踏まえつつ、会員構成員各社がコンプライアンスを更に徹底するよう取組みを強めるとともに、医薬品を安全かつ安定的に供給することなどにより、社会的信頼の回復に努めていくことといたしました。

当連合会においては、当面の対応として、令和 2 年 1 月以降の理事会、委員会等の運営について、別紙 2 のとおり「医療用医薬品流通の在り方について議論を行う会議（理事会や卸・薬価問題検討委員会など）については、独占禁止法に詳しい弁護士を同席させる。」「理事会及び全ての委員会について、議事内容を録音し、3 年間保存する。」ことといたしました。

つきましては、当連合会の取組みについてご理解いただくとともに、貴組合（協会）におかれましても、コンプライアンスの意識を高め、独占禁止法をはじめとする法令の遵守を徹底するため、今後の会議の運営について適切な対応を行うようお願い申し上げます。

(別紙 1 及び別紙 2 については省略)